○杉戸町健康づくり推進協議会設置要綱

平成13年3月30日

告示第47号

(設置)

第1条　この要綱は、杉戸町民の健康に関し企画立案し、もって総合的健康づくり対策を積極的に推進を図るため、杉戸町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条　協議会は委員10名以内で組織する。

2　委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

(1)　医師会長

(2)　歯科医師会長

(3)　薬剤師会長

(4)　埼玉県幸手保健所長

(5)　町内小中学校長会代表

(6)　識見を有する者

(7)　関係団体を代表する者

(任期)

第3条　委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条　協議会に会長及び副会長を1名置き、委員の互選による。

2　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

(会議)

第5条　協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2　議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条　協議会の庶務は、健康支援課において処理する。

(補則)

第7条　この要綱に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は、協議会で定める。

附　則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月26日告示第35号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成25年3月29日告示第38号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。